

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成16年10月15日

京都市長 梶本 頼兼

| 建築物の所在地、用途及び構造 | 命令を受けた者の住所及び氏名 | 命令年月日 | 命令の内容 | 根拠条項 |
|---|--|-----------|---------------|---------|
| 京都市西京区嵐山樋ノ上町18番地41及び18番地52 一戸建ての住宅 木造2階建て | 京都市西京区嵐山樋ノ上町18番地41 長 光男 京都府亀岡市西町60番地11 吉一工務店 吉田 一博 | 平成16年9月8日 | 工事の施工を停止すること。 | 第9条第10項 |

(都市計画局建築指導部監察課)